

## 中原区安全・安心まちづくり地域推進協議会要綱

### (名称)

第1条 本協議会は、中原区安全・安心まちづくり地域推進協議会（以下、「地域推進協議会」という）と称する。

### (目的及び設置)

第2条 市民、地域団体、事業者、行政機関等の連携・協働により、地域で発生する空き巣、ひったくり、放火などを防止し、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を図るため、中原区安全・安心まちづくり地域推進協議会を設置する。

### (所掌事項)

第3条 地域推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 市民の防犯意識の高揚・啓発に関すること
- (2) 地域の自主防犯活動の推進に関すること
- (3) 防犯に関する情報を収集・交換し、参加団体相互の連携強化に関すること
- (4) 放火対策に関すること
- (5) 中原区安全・安心まちづくり基本方針の作成に関すること
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

### (構成)

第4条 地域推進協議会は、別表1に掲げる団体等から推薦された委員をもって構成する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 委員は、再任することができる。

### (役員)

第6条 地域推進協議会に、次の役員を置く。※（ ）内は慣例による宛て職

会 長	1名	(中原区町内会連絡協議会)
副 会 長	2名	(防犯協会、防火協会)
会 計	1名	(商店街連合会)
会計監査	2名	(青少年指導員連絡協議会、少年補導員連絡会)
幹 事	若干名	(4団体)

### (役員を選任及び職務)

第7条 会長、副会長、会計、会計監査は委員の互選により定める。

- 2 会長は、地域推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第8条 地域推進協議会に顧問を置き、必要な助言等を求めることができる。

2 顧問は、中原区長、中原警察署、中原消防署長とする。

(会議)

第9条 地域推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第10条 地域推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる団体の委員により構成する。

3 幹事会に代表幹事を置き、会長がこれにあたる。

4 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。

5 代表幹事が必要と認めるときは、委員等の出席を求めることができる。

(会計)

第11条 地域推進協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第12条 事務局は、中原区役所危機管理担当に置き、地域推進協議会の庶務を処理する。

中原警察署生活安全課および中原消防署予防課は、庶務の処理に協力するものとする。

2 事務局長は、中原区役所副区長をもって充てる。

(要綱改正等)

第13条 要綱の改正は、地域推進協議会の議決を経なければならない。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が地域推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

No.	団 体 名
1	中原区町内会連絡協議会
2	中原防犯協会
3	中原防火協会
4	中原区 P T A 協議会
5	中原区青少年指導員連絡協議会
6	中原少年補導員連絡会
7	中原防犯指導員連絡会
8	中原区子ども会連合会
9	中原区商店街連合会
10	B S ・ G S 中原区協議会
11	中原区保護司会
12	中原消防団
13	川崎市立中学校長会幸・中原地区
14	川崎市立小学校長会中原支部
15	中原警察署

別表 2 (第 1 0 条関係)

No.	団 体 名
1	中原区町内会連絡協議会
2	中原防犯協会
3	中原防火協会
4	中原区 P T A 協議会
5	中原区青少年指導員連絡協議会
6	中原少年補導員連絡会
7	中原防犯指導員連絡会
8	中原区子ども会連合会
9	中原区商店街連合会
10	中原警察署